破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１７号
宮城県角田市角田字幸町72番地　広岡住宅１号
債務者　齋藤　町子（旧姓関沼）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第２９号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町111番地　スズキハイツ203号
債務者　松本勢津子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３０号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町111番地　スズキハイツ203号
債務者　松本　笑実（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６５号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目９番16―808号
債務者　發知　文衞
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２４９号
仙台市泉区北中山２丁目13番地の３　プレジール北中山202
債務者　丹野はるみ
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
仙台市宮城野区福室５丁目20番５―206号
債務者　安齋　竜昇
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
岐阜市河渡３丁目163番地　コスモＣ102号
債務者　綿屋　義一
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５９号
静岡県富士市富士見台５丁目２番地の11ガーデンヒルズ富士見台Ｄ―202号、前住所静岡県富士市今泉2840番地の39
債務者　江口志麻惠
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで　静岡地方裁判所富士支部